

地方法人課税のあり方 概要

2013年5月10日

一般社団法人 日本経済団体連合会

I. はじめに

○わが国が直面する「6重苦」のうち、円高、経済連携協定の遅れ、環境規制については改善の動き。しかしながら、国際的に見て重い法人の税負担は、依然として解消の道筋が示されていない。企業の成長なくして雇用や消費の増加なし。税制改正は国の成長戦略を実現する手段。国・地方を通じた法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げるべく、早期に道筋をつけるべき

○地方法人課税は、現状、地方税全体における比率が過度に高く、地方自治体ごとの偏在も大きく、また、税制改革を通じた成長の実現といった視点、努力に欠ける。とりわけ地方法人所得課税は、行政サービスとの関連性が不明確であり、景気により税収が大きく変動し、偏在性も高く、地方税の基幹的税目とするには不適當。地方税の枠組みの中でいかなる改変を加えても地方自治体の安定財源とはなりえない

○地方法人課税は、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、負担軽減へとつなげていく必要。地方法人所得課税の国税化を図った上で、地方交付税、地方譲与税等もあわせて一般財源を保障する仕組みを構築すべき。あわせて、事務負担が過大となっている地方税の申告・納付についても早急な改善が必要。平成26年度税制改正はこうした地方法人課税改革の第一歩

○なお、法人事業税に係る三業種(電力、ガス、保険)の課税ベースについては、それぞれの業種の実態に照らした検討、対応を行う必要

II. 地方法人課税に係る当面の課題

1. 地方法人課税の負担軽減

(1) 地方法人特別税の廃止および地方法人所得課税の国税化

○消費税法改正法が成立したことで、今後、地域による偏在性の少ない地方消費税が拡充され、また、国税の消費税に係る地方交付税も増加。地方法人特別税の創設時において想定していた「税制の抜本的な改革」は、今回の改革において実現

○地方法人特別税については、遅くとも消費税率の10%への引き上げ時まで確実に廃止すべく、平成26年度税制改正で成案。

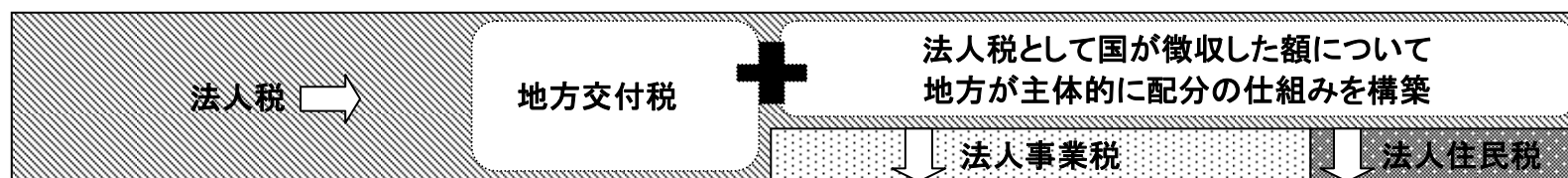
制度の創設経緯からして、本来であれば単純廃止が当然

○万が一、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合した上で、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することも1つの選択肢

【現行】



【改革後(イメージ)】 ~地方法人所得課税の全部又は一部の国税の法人税への統合~



○法人事業税に係る外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべき

(2) 償却資産に係る固定資産税

○償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税であり、特に機械装置への課税はわが国製造業が競争するアジア近隣諸国において例がない。政府が進める投資促進政策に逆行しており、速やかに廃止・縮減すべき。少なくとも残存価額の廃止など、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべき。耐用年数の短い動産については対象から除外。

(3) 事業所税

○事業所税は、従業者割は法人事業税付加価値割と同様、給与課税となっており、雇用の促進に逆行。

また、資産割は固定資産税および都市計画税との二重課税。他の税目と整理・統合するなどした上で、速やかに廃止

(4) 土地税制

○土地の有効利用、流動化を促すため、土地に係る固定資産税、不動産取得税を軽減。特別土地保有税については廃止

2. 地方法人課税の簡素化

○税制の簡素化の観点から、地方法人課税の負担軽減とあわせ、速やかに以下の見直し

- ① 計算の簡素化(とりわけ法人事業税付加価値割、事業所税におけるみなし共同事業の判定)および申告書類の削減
- ② 申告の電子化の徹底(全地方自治体の eL-Tax への加入)、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上 等

○番号制度の稼働とあわせ、本店が所在する都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステム等についても導入を検討

○これら地方法人課税の簡素化に向けた改革を具体的に進めるため、例えば総務省、地方自治体、企業関係者等からなるワーキング・グループを設置し、その成果を平成26年度以降の税制改正に反映